

## 文部省著作社会科教科書『民主主義（上）』 （“Primer of Democracy”）の成立経緯

北海道教育大学釧路校 明神 勲

On the Circumstances Attending the Preparation of “Primer of Democracy (A)”, a Social Studies Textbook Approved by Ministry of Education.

Isao MYOJIN

### はじめに

占領下において反共教育政策がいつから登場し、それがどのような内容と特徴をもって歴史的に展開していったのか、またそれが教育民主化政策の展開や実現にどのような影響を与えたのかの究明は、占領期教育史の時期区分や教育史像の形成にとって不可欠の課題である。本稿は、占領下における反共教育政策の起点と歴史的展開の諸段階を明らかにするという視点から、文部省著作社会科教科書『民主主義』(上)の成立経緯を検討することを意図したものである。

『民主主義』は、CIE教育課のH.ベル(Haward Bell)の強いイニシアティブのもとに1946年10月に作成に着手し、その上巻は1948年10月(下巻は1949年8月)に発行された。CIE内で反共教育政策推進の立役者であったW.C.イールズは、CIE教育課が関与した主要な共産主義対策の筆頭に『民主主義』の発行を挙げているが<sup>1)</sup>、同書はその発行後には、「ソビエト共産党とのイデオロギー闘争における“原爆”(ベル)であるとか「共産主義の見事な告発状」(GHQ)としてCIEの反共教育政策推進の重要な手段として学校教育のみならずソビエトからの引揚者再教育を含む社会教育やラジオ放送に至るまで広範に活用された。しかし、1946年10月にCIEがこの本の発行を構想した時点において、その主要な意図が「原爆」の作成や「告発状」の発行にあったのかどうかは究明されるべき課題である。もしそうであったとするなら、占領期の教育史像は修正が求められることになるであろうし、そうではなく途中からその意図や位置づけが変化したとするなら、それがどのような要因によりどう変化したのかが問われることになる。これに関して、先行研究は相異なる二つの見解を示している。西鋭夫は、同書が当初より反共的意図に基づき作成されたもので、途中でその意図や位置づけの変化はなかったとしている<sup>2)</sup>。これは、占領教育政策に転換はなく反共政策で一貫していたとする西の占領期教育史像に対応した評価であった。他方、片上宗二は、CIEの立場が変化し『民主主義』は

文部省著作社会科教科書『民主主義（上）』（“Primer of Democracy”）の成立経緯

「変質」したとしている<sup>3)</sup>。しかし、「変質」の内容は実証的に明らかにされてはおらず、その要因についても一般的に「冷戦」を挙げるのみでそれが作成過程においてCIEやベルの思考に具体的にどのように反映したかについての分析はなされていない。

このような中で本稿は、①『民主主義』（上）の作成経緯、特に論議の的となった第11章「民主主義と独裁主義」に焦点をあて、第11章の草稿をもとにその内容と意図が大きく変化していたことを具体的に論証し、②変化の要因として、「冷戦」を反映したCIE及びベルの政治教育方針の変化が存在していたことを明らかにし、③その内容と性格の分析を通じてCIEの反共教育政策展開の特徴を検討すること、を目的としたものである。

## 1. 『民主主義』（上）作成過程の概要

「各学校は、毎日のいくらかの部分で民主主義と新憲法の教育に割くべきであり、民主主義と新憲法に関する成人学級のような学級が少なくとも週1回は開催されるべきである。」<sup>4)</sup>

日本の民主化を主導してきたGS（民政局）は新憲法施行を目前にした1947年2月11日、政治教育の方針についてCIEにこのような提言を行い、新憲法の普及と民主主義の定着に対する並々ならぬ意気込みを示していた。これに対してCIEは、具体的実施形態に関する部分は容れるところではなかったが、「民主主義」と「新憲法」を2本柱とする政治教育の強化については異存がなくGSの提言を積極的に承認した。民主主義と新憲法に関する教育計画は、CIEの教育政策の重要課題として位置づけられており、その具体化が既にこの時点では進行していた。CIEは1946年末より、後に『あたらしい憲法のはなし』、『民主主義』と題して発行されることになった社会科教科書の作成に着手していた。『民主主義』発行の構想は1946年10月、『あたらしい憲法のはなし』のそれは1946年11月とほぼ同時期にいずれもCIEから文部省に示唆され、12月から本格的作業をスタートさせている。『民主主義』の発行を最初に提案したのはCIEにこの9月に着任したばかりのベルであった<sup>5)</sup>。ベルは発行の趣旨を、高等学校1年生用に「民主主義の基本的様相について比較的簡単に、分かりやすいソースブックを提供することである」としており<sup>6)</sup>、また、中等教育担当官のオズボーンは（Monta L. Osborne）、高等学校一般社会の学習指導要領の1単元「民主主義の発達」に対応した60数ページ程度の小さな教授用のパンフレットの作成を意図したものであったとしている<sup>7)</sup>。また、発行の時期については、『あたらしい憲法のはなし』が発行されたのが1947年8月であったが、それと同時期の1947年夏に発行するというのが当初の構想であった<sup>8)</sup>。

『民主主義』（上）の作成過程は、以下の4つの段階に分けられる。

## I 研究論文

第1段階は、『民主主義』の作成についてCIEと文部省の協議がスタートする1946年10月から翌年1月頃の時期で、執筆者の人選、趣旨と目次を含めた概要の確認が、ベルと文部省及び執筆者の間でなされる時期である。CIE側の担当者は社会科学分野のカリキュラム・教科書の専門家とされたベルで、文部省側は西村巖、石山脩平そして調査課の深井龍雄、木田宏であった。第2段階は、48年の1月頃までで、東大教授の鶴飼信成等11名の執筆者がそれぞれ担当した章の草稿を作成しベルと個別の協議を行い草稿を完成させていく時期である。なお、原稿の締め切りは5月1日と確認されていたが、この時までには提出されたのは僅か1編のみであり、1947年夏に発行という当初の予定は秋に延期され、更に延期が繰り返されることになる。この原因は、多人数の執筆者のため調整に時間が必要であったという物理的条件に加えて、「各章の内容を吟味しその評価を綿密に検討せねばならず、また、扱っている論題が論議的となるものである」<sup>9)</sup> ので期限には厳格にならない方がよいとするベルの方針が反映していた。次に、第3段階は、ベル及び東大法学部教授の尾高朝雄の2人によって編集が進められ『民主主義』が教科書として仕上げられる1948年2月以降の時期である。1948年1月には、予定されていた18章のうち16章の草稿が提出済みという進行状況を迎え、2月6日の執筆者を含めた全体委員会で「改訂について、尾高教授にフリーハンドを与える」<sup>10)</sup> という了承を執筆者から得ている。以降、草稿は執筆者の手を完全に離れ、ベル・尾高の両者の共同作業で修正、書き直し、編集が行われることになる。両者の協議は、この時から『民主主義』(上)発行の10月までの9ヶ月足らずの間に実に26回に及んでいる。この過程でベルは、『民主主義』の発案者、事実上の執筆者(第1章及び第17章)そして編集者としてその作成に決定的な影響力を行使していた<sup>11)</sup>。最後に、第4段階は、7月末に尾高・ベルの編集作業が完了した段階で、論議的となる内容を含んだ第9章、10章及び11章の3つの章をGHQの関係部局に送り、そのコメント及び文部省から寄せられた要望に基づいてベルと尾高が最終原稿を完成させるという段階である。

以上のような過程をへて、『民主主義』(上)は予定より1年余り遅れた1948年10月30日付でようやく発行されることになった。この1年の遅れは、後述するように、『民主主義』の内容に大きな影響を与えることになった。

## II. 第11章「民主主義と独裁主義」の作成経緯

### 1. 第11章の作成経緯概要

#### (1) 大河内草稿と尾高・ベルによる改訂作業

第11章は『民主主義』の中でもベルによって最も重要なkey chapterとして重要視された章であり、最も論議的となった問題の部分であった。この章を担当したのは東大

## 文部省著作社会科教科書『民主主義（上）』（“Primer of Democracy”）の成立経緯

経済学部教授の大河内一男であった。1947年6月18日、大河内が準備した章の概要をもとにベルとの最初の論議が行われた。ベルは、「大河内教授は、高度に産業化された経済は必然的に政治的独裁に向かうということを信じているようである。私は、小規模なこと自体が美德ではないし、同様に大規模なこと自体も基本的に悪とはいえないということ指摘しようとした」<sup>12)</sup> というような基本的な見解の相違もあったことを報告している。この後大河内は10月7日に執筆した草稿をもとにベルと論議を行っているが、ベルは「全体として立派で、説得力ある内容のものであるが、さらに解明が必要ないくつかの事実に関する問題や解明が必要な見解がある」<sup>13)</sup> として引き続き論議と草稿の修正を求めた。1948年2月19日、大河内の改訂草稿をもとにこの章をめぐるベルと大河内の3回目の協議が行われた。ベルは「主題の一般的な扱い方は容認できるものであり、内容は一般的に適切であり、有意義なものである」<sup>14)</sup> とそれを評価しながらも、「中等学校レベルにとっては学問的すぎる」として「尾高が草稿をもとにして完全に書き換えることが必要であろう」<sup>14)</sup> という判断を下した。

以降、第11章は大河内の手を完全に離れて、尾高、ベルの共同作業によって草稿の改訂、最終稿の完成という経過をたどることになる。6月7日に、尾高の改訂草稿を基に詳細な検討が行われたが、ベルは「これはこの本のkey chapterであるから、相当注意深い、徹底的な検討が必要である」<sup>15)</sup> と考えていた。尾高はベルとの検討をもとに再び草稿を修正し、7月8日、9日の2回にわたりベルと協議した。両者は草稿の「内容と表現の両方の細部にわたり用心深い注意を加え」<sup>16)</sup> て入念な点検を行った末、尾高が最終草稿を完成させCIE及びGHQの関連部局のコメントを求めることになった。

## (2) 文部省、GHQ各部局の見解と再改訂

第11章の最終草稿についてベルは、「私は個人的にはそれらに大変満足している。《中略》民主主義と共産主義が陥る独裁主義との対立の性格についてこれ程効果的な文章を私はこれまで知らない」<sup>17)</sup> と満足げに教育課長のオア（Mark T. Orr）に報告している。ところが、第11章に対する懸念が文部省から表明される。これについてベルは先の報告の中で、日本側が「ソビエトロシアの共産党とそのボスに対する直接的で故意に辛辣な言及が…教育基本法違反となることを恐れている」<sup>18)</sup> と述べ、これに対して「私はそのようには思わない」と不同意を表明している。何故ならば「この本は用心深くこの特別な章の真に中心的な問題に真剣に取り組むよう計画してきた」<sup>18)</sup> のであり、「第11章に手心を加えるのは、私の考えでは、この本が本来有していた有効性を大きく損なうことになろう。所謂冷戦のイデオロギー的激烈さという観点から、また今日までの我々の比較的意気地のない行動という見地から考えるなら、あるがままに語らないということは筋が通らず臆病な事でもある」<sup>18)</sup> からである。7月22日に深井と木田がベルに正式に文部省

## I 研究論文

の修正要望を伝えた。その「基本的性格は、ソ連の政策や行動を表現する際に用いられる言葉を和らげること」<sup>19)</sup>であった。同趣旨の申し入れが有光文部次官から教育課課長補佐トレーナー (Joseph C. Trainor) に対しても行われ、トレーナーは再検討を約束している<sup>20)</sup>。他方、GHQ各部局からは様々なコメントが寄せられた。DS (外交局) は、「共産主義を取り扱った第11章の部分は、共産主義の好ましからざる本質の強力で明快な批判と西欧民主主義の優秀性についての効果的な説明がなされている」<sup>21)</sup>として第11章を積極的に評価していた。ESS (経済科学局) も、第9章、10章については多くの批判を行ったが、第11章については「一般的に良く受けとめられ好評」<sup>22)</sup>であり、特に異論を提出しなかった。これに対してNRS (天然資源局) とGS (民政局) は、第11章の記述に関して修正を示唆するコメントを送ってきた。NRSのコメントは、「もしSCAPがこの教科書の発行に関して何らかの責任を負うのであれば、第11章を修正するよう示唆する。…この章は基本的には同じ内容を連合国の1国を直接攻撃するような印象を与えないように書き直されるべきである」<sup>23)</sup>というものであった。また、GSは「SCAPIN33第3項 (プレスコード, 1945年9月19日付) に違反する恐れのある第11章『民主主義と独裁主義』におけるソビエト政府へのいくつかの言及を除いて異議はない」<sup>24)</sup>として第11章の修正を示唆してきた。

GHQ各部局及び文部省によって示された示唆や見解を受けて、尾高が3度目の第11章改訂草稿を作成し、9月30日、10月11日のベルとの2回にわたる協議により「関係者の全員が満足する形」<sup>25)</sup>で最終的に見解の調整が行われた。改訂によって「最初の草稿が有していたと思われる迫力は欠く」<sup>26)</sup>ことになったが、「ソビエトロシアの現在の政府に関連した組織や個人に対する直接的で辛辣で批判的な言及が除かれたことにより、恐らく文部省にとっては厄介なことを引き起こすのを少なくするであろうし、しかも、同じ目的は十分に果たすだろう」<sup>26)</sup>とベルは報告している。

## 2. 第11章の内容の変化とその性格

二つの草稿 (大河内執筆草稿及び尾高・ベルの改訂草稿) と完成本及び「他の制度と比較した民主主義」の概要をもとに、第11章の性格、内容がどのように変化したのかを明らかにしたい。なお、この章のタイトルは、当初の仮のタイトルとされた「他の制度と比較した民主主義」(Democracy Compared with Other Systems) が1948年2月19日の大河内草稿で「民主主義と独裁主義」(Democracy versus Authoritarianism) と変更され、さらに1948年7月16日以降の尾高・ベル草稿では「民主主義と独裁主義」(Democracy and Dictatorship) とされ、3度タイトル名を変更している。

## (1) 「他の制度と比較した民主主義」概要と大河内草稿

文部省著作社会科教科書『民主主義（上）』（“Primer of Democracy”）の成立経緯

民主主義と共産主義の関係をどう規定するか、ということが第11章の大きな論点であったが、共産主義をどのように扱うかについては、文部省は当初から強い関心と懸念を抱いていた。これに対してベルは、1946年12月16日の西村、深井との会議において「立証できる事実に忠実であるように努め、反響はあまり気にしないように忠告」<sup>27)</sup>している。この時点でベルは「民主主義の弱点を指摘するのに躊躇するような誠実な分析家はいないだろうし、共産主義の客観的分析によって傷つけられる偏見のない読者もいないだろう」<sup>27)</sup>と考えていた。反共を前面に出さず、「むしろ、民主主義をあくまでも分析的に、事実に即して客観的に記述すべし」<sup>28)</sup>という冷静な構想は、当初の第11章の概要にも示されている。「他の制度と比較した民主主義」の概要は次のようなものであった。

「民主主義は他の制度との関係で考えられた時はじめてそれを明白に理解することができる。これは、民主主義、共産主義そしてファシズムの—特にそれらが普通の人間に何をもたらすのかという観点から—基本的相違を明確にする努力を必要としている。共産主義と民主主義の間には“こえられない矛盾”が存在するのだろうか。もしそうでないとしたら、どのような妥協がなされるべきなのか。もしそうだとしたなら、原子力時代におけるそのような対立の結果はどのようになるのだろうか？」<sup>29)</sup>

ここには、共産主義、ファシズムとの対比で民主主義の特徴、優秀性を明らかにするという構想が示されているが、未だ共産主義を本質的に民主主義の敵対物とする反共的性格は希薄であることが注目される。

次に大河内草稿<sup>30)</sup>であるが、ここでは、民主主義、ファシズム及び共産主義の比較にあたって、(1) まずファシズムと共産主義を全体主義として同一視することなく両者を区別し、ファシズムを悪としてその欠陥を反省すること、(2) 次に、民主主義と共産主義の「両制度について、それぞれの長所とともに短所をも冷静にそしてめいりょうに、比較検討することがたいせつである」こと、(3) さらに「民主主義にせよ共産主義にせよ、決して固定したものではなく、生きたものである。生きたものは、すべて、絶えず生成し発展していく。…民主主義にせよ共産主義にせよ、その基本的理念ないし原則には変化がないとしても、その形態において進化するだけでなく、またその内容においても生成し発展して行くものである」、という3つの観点を挙げている。

大河内は、西欧民主主義に対抗してソ連が主張する「ソビエト民主主義」について、その根幹はプロレタリア独裁であり、その実態は国民の実質的な言論の自由、選挙の自由を欠いた共産党独裁となっており民主主義とは明らかに矛盾するとしてソ連の現実については厳しい批判を行っている。しかし重要なことは、「現在のソ連においてはいまだに民主主義が実現していないという事実によって、共産主義一般が、絶対に民主主義の原

## I 研究論文

理と無縁なるものだと判断することは早計である」として、ソ連の現実から直ちに共産主義を民主主義の対立物とはしていない事である。それは、一つには共産主義の現実と理念を区別し、国家の廃止と万人の自由、平等の実現を理念としたマルクス、エンゲルスの共産主義理論は民主主義と相いれないものではないと評価し、さらに、ソ連の現実の中にも「スターリン憲法の精神にもみられるように、プロレタリア独裁の基本体制の中に民主主義の原則をさし入れて行こうとする強い動きのあることは否定し得ない。…民主主義の精神を実現しようとするところにソ連共産主義の理念が存していることを物語っている」と評価するからである。結論として大河内は、「ふつう民主主義と共産主義との対立というのは、それは一應の意味においての対立であって、決して本質的に絶対的に対立するときめてかかることは危険である」と述べているが、これが大河内草稿の基本的トーンであった。大河内の草稿はこの章の当初の概要「他の制度と比較した民主主義」と基調を同じくし、それを具体化したものとして位置づけることができる。

## (2) 尾高・ベルによる改訂草稿

1948年7月初旬に完成した尾高・ベルによる改訂草稿は<sup>31)</sup>、大河内草稿をもとにこれを書き換えたものである。二つの草稿を読んだある日本人は、「第2稿は、多かれ少なかれ共産主義の理論と実践に対する直接の論評を控えていた第1稿よりも目的に適うものである。…日本語の表現で“痛いところを衝く”という言葉があるが、第2稿は効果的に共産主義者の痛いところを衝き、同時に民主主義の長所または強みを明確に日本人の読者に浮き彫りにし認識できるようにしている。当然、最初の草稿よりも共産主義者及び同調者によるより強い反対に会うことになろう」<sup>32)</sup> というコメントを寄せていたが、「プロレタリア独裁」下におけるソ連の非民主主義的実態の暴露を前面に押し出し他方で西欧民主主義の積極的擁護を内容構成の柱にしている点に改訂草稿の一つの特徴があった。さらに両草稿の相違はこれに止まらず、共産主義と民主主義の関係に関する評価という基本的論点にも及んでいた。たとえば改訂草稿では、「独裁主義は、戦後の世界からは一掃された。それでは、現代には、独裁主義の國はもう全くなくなってしまったのであろうか。いや、そうではない。今日の世界にも、まだもう一つの独裁政治の形態が残っている。それは、現にソビエト連邦で行われているところの、いわゆる『プロレタリア独裁』である。」として、共産主義を独裁主義という名の下にファシズムと同一視し、共に民主主義の本質的敵対物として性格づけていることである。これは先に紹介した大河内草稿の立場を否定し根本的に転換させた決定的な変化であった。

次に、尾高・ベルの第1次改訂草稿に対するGHQ各部局及び文部省のコメントに応え最終草稿が1948年8月以降作成されるが、それは、第1次改訂草稿の表現を多少和らげたりスターリンへの直接的言及を控えるといった程度の極く部分的修正を行ったにすぎず、

文部省著作社会科教科書『民主主義（上）』（“Primer of Democracy”）の成立経緯

民主主義と共産主義に対する評価と性格づけは全面的に引き継いでいる。

これまで検討してきたように、『民主主義』の第11章は、大河内草稿ではなく尾高・ベル改訂草稿をもとにしたものであり、後者は大河内草稿の基本的論点を否定し、章の構想を転換させた上に作成されたものであった。1948年2月に大河内草稿を検討した時点でベルは、文章表現が難解であるので書き換えが必要であるが、内容は適切で有意義であると評価していた。しかし、これ以降の改訂は文章表現に止まらずその基本的内容、章の構想にまで及ぶことになる。

次に、第11章の基本的内容と構想の転換の背景を探るために、ベルの政治教育論及びCIEの政治教育方針の変化について検討することにする。

### Ⅲ. CIEの政治教育方針及びベルの政治教育論の変化

#### 1. CIEの政治教育方針の変化

CIEがGSとの協議に基づき作成した三つの時期の「政治的情報教育計画」（1947年11月10日付、1948年3月3日付草案及び1948年12月14日付）の比較を通じ、『民主主義』の作成過程におけるCIEの政治教育方針の変化を検討する。

1947年11月計画は、プランの一般的目的として「1. 新憲法に含まれている付随する責任と同様に権利についての認識を日本人の精神に造りだすことを援助すること、2. 全体主義的タイプの政府によってつくられた法や命令の古い概念を排除することを援助すること、3. 現在の政府に対するシニカルで受け身の態度をより積極的参加の態度に変化させ、信頼できる政府を作るのは自分自身の責任であるという事実を人々に認識させることを援助すること、4. 現在の経済的、政治的苦境は、国民がかつて強制されまた積極的に受け入れた政治形態の結果であることを日本人が認識することを援助すること、5. 現在、政治的情報教育計画に参加している多くのグループを拡大し、適切な情報を提供しつつ多くのグループに指導を与えること」の5点を掲げていた<sup>33)</sup>。この方針は、戦前の超国家主義・軍国主義的制度や概念及び政治意識における封建的要素の排除・払拭と新憲法に代表される新たな民主主義的精神の普及と育成を2本柱とするまさに民主化の時期にふさわしい政治教育方針であった。

次に、これが1948年3月草案<sup>34)</sup>においてどのように変化したのかを見ることにする。文章表現や細部の問題をのぞいて両計画を比較すると、1948年3月草案では上記の「4」が「自由で民主的な国家における生活の利益との対比で、外国の非民主的イデオロギーの便宜主義的な約束の陰にある虚偽を日本人が認識することを援助すること」という内容に全面的に変更された点に大きな相違が見られる。この相違は一般的目的に限らず計画全体の基調における相違点、変化として現れていた。第1に、政治的情報教育計画の目



## I 研究論文

的を1947年11月計画は、「民主主義的方法と民主主義における個人の権利と責任について徹底的に日本人に知らせる政治的情報育計画の完全で総合的な計画の定式化をすること」としていたが、1948年3月草案は、「そのような計画を通じて、民主主義と全体主義(totalitarianism)の間に存在する見解の相違と戦うこと」という項目を加えていた。さらに、結論の一つとして「一見したところ、外国の非民主的イデオロギーは日本の政治機構に広範に浸透していないことは認められるが、占領の終結を前にして、国民が全体主義体制との対比で民主主義の利益を認識するようになることは非常に重要である」という勧告を行っていた。1948年3月草案は、従来の民主主義の普及、定着という目標と同時に「外国の非民主的イデオロギー」、「全体主義」に対する批判と攻撃を明確な目標として並立させた点に大きな特徴があった。即ち、“反共”が政治教育シンボルの一つとして登場してきたという変化があった。

第三の1948年12月計画<sup>35)</sup>は、翌月の総選挙に向けての限定的計画であったが、その目的は「来るべき選挙で詳細な情報にもとづいた投票を激励し…それによって全体主義的教義と闘い、誠実で建設的な指導者の成長に貢献すること」とし、「全体主義的政策に専心していながら、…人々を奴隷化する策略として『人権』の擁護者であると公言する候補者」に騙されないような情報教育計画の必要性を力説している。このように1948年12月計画は、同年3月草案の基調を引き継ぎ、「冷戦」の進行という政治教育をめぐる情勢の変化に伴いさらに反共的側面を強めたものと評価することができる。

以上のように三つの時期の政治教育方針を比較すると、その転換点が1948年3月草案にあったといえることができる。同年5月、CIEはG2、CIS(民間諜報局)に対して「将来の…行動の為に」教育機関における共産主義情報の提供を初めて要請したが<sup>36)</sup>、それは政治教育方針の転換に対応したCIEの新たな動きであった。

## 2. ベルの政治教育認識の変化

ベルは、既に1947年4月の時点で、政治教育の立ち遅れと他方で活発な共産主義者の動向に関して次のような危機感を抱いていた。

「日本の共産主義者とその同調者が、青年を含む日本人の広範な部分にロシア製の“民主主義”を売り込もうとする積極的な活動を行っているという十分な形跡がある。彼らの方針は、広大な対立は、共産主義と民主主義との間にはなくソビエトで実践されている民主主義とアメリカで実践されている金銭づくの資本主義との間にあるとすることである。これらの活動を挫くための精力的で明確な行動が取られない限り、最終的結果は、我々が独りよがりであるだろうと考えているようにはならないだろう」<sup>37)</sup>

## 文部省著作社会科教科書『民主主義（上）』（“Primer of Democracy”）の成立経緯

このような中でベルは、「アメリカ人が、ロシア人が自分が共産主義の長所と考えることを説教しているのと同じ積極性と熱意を持って民主主義の長所を説明し教えること」<sup>37)</sup> が決定的に重要になっているという認識を示していた。その意味でベルが、『民主主義』のうち「他の制度と比較した民主主義」（仮題）という章が「この本でおそらく最も重要な章」になると当初より考え重視していたことは明らかである<sup>38)</sup>。また、この時点でベルが考えていた政治教育の内容の中心は共産主義批判ではなく「民主主義の長所を説明し教える」ことにあったが、それは先に紹介した「他の制度と比較した民主主義」概要の構想とほぼ対応するものであった。

ところが『民主主義』（上）の発行が近づくとベルの政治教育方針は変化していく。1948年10月21日付オア宛メモで、ベルは、政治教育方針の転換を宣言するに至る。

「元来、日本の政治教育計画に関する私の考えは、民主主義の成果を示すという建設的なものであった。このような努力は引き続き、なお一層積極的に行う必要がある。しかし、今日までのところ、この目標の達成という点では、我々は十分な成功から程遠い状態にある。他方で、この間に共産主義者は政治的に無知な多くの日本人に品物の偽の勘定書売りつけることに相当の成果を収めてきた。従って、今後、我々は政治教育の力点を否定的側面に置かなければならない。所謂共産主義を実際にそれがそうであるところの国家主義的全体主義として暴露することである。」<sup>39)</sup>

つまり、「民主主義の素晴らしさを示すことを基本とし、付随的にのみ共産主義の理論の虚偽と危険性を指摘する」<sup>40)</sup> というこれまでの政治教育方針（＝positive program）の力点を変え、共産主義批判を前面に押し出したそれへ（＝negative program）と転換させる必要があるということである。さらに「ソビエトにおける政治教育は正式に3歳から始められる。我々は少なくとも6歳か7歳から始めなければならない」<sup>39)</sup> として地方軍政チームに対して「共産主義対民主主義（実際にはロシア人対アメリカ人）の衝突を、公然と教室での討論や学校や大学の集会に持ち出すようはっきりした指示」を出すこと等の具体的計画を提案している<sup>39)</sup>。さらにベルは、オア宛1949年1月21日付メモにおいて『民主主義』の積極的活用を筆頭にいくつかの反共教育・情報計画を挙げ、それを「ソビエト共産党とのイデオロギー闘争における“原爆”」<sup>40)</sup> として位置づけていた。

「他の制度と比較した民主主義」概要の構想を基調とした大河内草稿から共産主義批判を鮮明にした尾高・ベル草稿への変化の背景には、このようなベルの“positive program”から“negative program”への転換という政治教育方針の変化及びCIEの政治教育方針の反共化という背景が存在したものと考えられる。

## I 研究論文

## IV CIE と反共教育政策——1948年時点の特徴

かつてGHQは、「米國人は民主主義に色々な型のあることを認めている、米國人は米國式の民主主義を最良のものだと思つてゐるのは當然であるが、英國人、ソ聯人はまた自分たちの國の民主主義を最良のものと考えてゐるであらう」<sup>41)</sup>として民主主義の評価に対する中立を宣言していた。しかし、『民主主義』はこの立場を公然と放棄し、[西欧＝眞の民主主義]、[ソビエト＝独裁主義＝民主主義の敵]と断定し、民主主義の“正統”と“異端”について教科書において初めて審判を下すことになった。それは、資本主義に代わる選択肢の一つとして共産主義を修正資本主義、社会主義と並列して客観的に解説した上で、日本の進むべき道を「それは諸君が、日本の再建と世界と人類の福祉と平和のために最もよいと信ずるところに従つて、自分で選ぶほかない」としていた1948年4月発行の文部省著作社会科教科書『政府と経済生活』の立場を大きく転換させたものであり、GHQ及びCIEの占領教育政策反共化の重要なあらわれであった。これはCIE内でも政治教育の立ち遅れに特に危機感を抱いていたベルのイニシアティブによってなされたものであったが、他方、CIE内で反共政策のもう一人の立役者であったイールズもこの頃オアに一つの提言を行つていた。すなわち、イールズは「日本政府は、教授スタッフから活動的な共産黨員を解雇することについてSCAPから激励、支持を受けるだろう」<sup>42)</sup>としてレッド・パージの実施について示唆をしていた。しかし、イールズはこの時点では未だ「共産党のイデオロギーや組織と闘う上で最上のそして長期的にみて唯一効果的な方法は、否定的プログラム（negative program）ではなく建設的プログラム（positive program）を通してである」<sup>42)</sup>という認識を堅持しており、この点ではベルとの相違があった。CIE内におけるこのような相違は、少なくとも1949年初旬には解消し、CIE全体がベルの認識で統一されることになった。オアは「1949年の初めになると、目立って共産主義者の影響が増大し…教育課には、必然的にいっそう積極的な対抗措置をとるよう圧力がかけられた」<sup>43)</sup>としているが、CIEは1949年2月初旬にCIS、G2と教育界における共産主義対策の為の合同会議を開催し、この後CIE内に共産主義対策の特別の委員会を設置し広範な反共情報・教育計画の検討を開始している。

CIEの反共教育政策の展開という点から見ると、1948年はその具体化が『民主主義』の発行という形でなされたという点からも、またイールズによりレッド・パージ構想への着手がなされたという点からもそれ以前には見られない画期をなす時期、本格的反共教育政策始動の時期として位置づけることができる。同時に、CIE全体がまだ“negative program”への転換という方向で統一されておらずそれに至る過渡期にあたる時期であったという点に、“negative program”を前面に掲げ反共教育政策の全面的展開を図る

文部省著作社会科教科書『民主主義（上）』（“Primer of Democracy”）の成立経緯

1949年以降との相違があった。

## おわりに

『民主主義』と『新しい憲法のはなし』は、CIE、文部省の担当者が全く同一で、同時期に作成がスタートし平行して作成作業が進められていた。ところが、『あたらしい憲法のはなし』に対する評価が当時も現在においても総じて高いのに対して、『民主主義』はその反共的性格が問題とされ必ずしも高い評価が与えられていないのは何故なのかという問題がある。歴史に“if”という言葉を持ち込んでではないということと言われるが、もし『民主主義』が当初の予定どおり『新しい憲法のはなし』が発行されたのと同じ1947年夏に発行されていたと仮定したなら、それが実際に受けた悪評を蒙ることがなかったのではないかと考えられる。『民主主義』の当初の作成意図は、新憲法に示された民主主義の精神の普及・啓蒙を目指した『新しい憲法のはなし』とその趣旨、基調を同じくする文字どおりの「民主主義の手引書」(Primer of Democracy)の作成にあり、共産主義批判を目的としたものではなかった。しかし、その後共産主義批判という目的が加えられ、それが強調されることによって当初の作成意図は修正されることになった。ここにおいて、“民主主義”という言葉は「反軍国主義のシンボルから反共主義のそれへと変質」<sup>44)</sup>させられることになる。それには発行時期の予定より1年の遅れが大きな意味を有していた。その1年が、ほかならぬ1947年から1948年にかけてであったということによる。

周知のように1948年という年は、国際冷戦の激化を背景にワシントンにおけるアメリカの対日政策が大きく転換していく画期となる時期であったからである。その本格的展開は1949年から50年にかけてであったが、それへの始動は既に1948年には経済政策分野からスタートしていた。このような中で、1948年にはGHQ内部では「しだいにGSからG2へ、リベラルから保守派へと発言権の比重が移ってゆく」<sup>45)</sup>という変化が進行し、また、“国内冷戦”を反映して反共政策の強化が労働分野を中心に本格化する。他方、ベルラの母国アメリカにおいても、日本に先駆け反共政策が大規模に展開されていた。それが頂点に達するのは1950年以降の“マッカーシー旋風”においてであったが、既に1946、7年以降、“プレ・マッカーシズム”現象が年々激しさを増し進行していた。1946年末に、下院非米活動調査委員長のJ.P.トーマスは「きたるべき2年間のわれわれの課題は、共産主義を根こそぎなくすことである。これは暴露、摘発、追及によってなし得る」<sup>46)</sup>と豪語していたが、それは単なる口先だけのことではなかった。1947年にポイヤーは、それを「過去の『赤だという脅し』と1946年に開始されていらい、日1日、週1週、年1年たえまなくつづいている現在のそれとを比較することは、まるでおもちゃのピストルと原子爆弾とを比較するようなものだ」<sup>47)</sup>と巧みに描いていた。このような現象

## I 研究論文

は教育界にも及んでいた。オハイオ州立大学における反共産主義者署名の実施（1948年5月）、ワシントン大学における共産主義者排除の調査、聴聞の開始（1948年7月）、共産主義者を教職不適格者として追放することを規定したメリーランド州におけるオーバー法の制定（1948年）など、1948年には教育界において共産主義者排除・追放政策が登場する。「国際冷戦」の激化とそれに連動した母国アメリカ及び日本における「国内冷戦」の進行という情勢の大きな変化は、ベルとCIEの冷戦思考を強め、それが教育政策や政治教育方針に反映するのは当然の成り行きであったというべきであろう。ベルの政治教育方針においては、それが本来の“positive program”から“negative program”への転換という形で端的に現れ、それが第11章の内容、性格の転換の要因となったのであった。

また、『民主主義』の作成に着手した当初ベルは、それが「(政治教育推進の) 助けになるだろうが、これらの材料は政治教育の包括的計画の一部と見なすべきである」<sup>48)</sup>として必ずしも決定的な重要性を与えていなかった。しかし、占領教育政策において反共的傾向が強まるにつれ、ベルおよびCIEにとって反共教育政策推進の手段として『民主主義』への期待と位置づけが次第に大きさを増すことになり、ついには「ソビエト共産党とのイデオロギー闘争における“原爆”」, 「共産主義に対する見事な告発状」<sup>49)</sup>として位置づけられることになった<sup>50)</sup>。

## 註

- 1) GHQ/SCAP Records, “Draft Activities of Education Division Countering Communism”, CIE (B) - 03232.
- 2) 西鋭夫『マッカーサーの『犯罪』』(下), 日本工業新聞社, 1983年.
- 3) 片上宗二『日本社会科成立史研究』, 風間書房, 1993年.
- 4) GSからCIEへ, 1947年2月11日付メモ, CIE (A) - 03219.
- 5) ニュージェントからバンカーへ, 1948年12月30日付メモ, Trainor Collection, Box No.46, Primer of Democracy.
- 6) ベルからオアへの活動報告, 1947年5月26日付, Trainor Collection, 同前.
- 7) オズボーンからルーマスへ, 1950年4月7日付メモ, CIE (B) - 06627.
- 8) 教育課からニュージェントへ, 1947年3月5日付メモ, CIE (A) - 03219.
- 9) Trainor Collection, Box No. 51, Staff Meeting 1946 - 1950.
- 10) Conference Reports, Education Division (Bell), 6 February 1948, CIE (A) - 02940.
- 11) ベルは「様々な執筆者によって書かれた後, 尾高によって編集及び書き直しがなされ, 自分が最終的に点検を加えた」(Conference Reports, Education Division (Bell), 23 June 1948, CIE (A) - 02940) としているが, 尾高・ベル両者による改訂作業の主導権を握っていたのはベルであった。ニュージェントによると, 尾高は「高潔な学者として, 最終版の責任を持つことを主張した」(ニュージェントからバンカーへ, 前掲) とされており単なるロボットでなかったことは事実であるが, 「ベル博士の大部分の示唆は尾高に受け入れられた」(同前) というのが実態であった。
- 12) Conference Reports, Education Division (Bell), 28 June 1947, CIE (A) - 02942.
- 13) Conference Reports, Education Division (Bell), 7 Oct. 1947, CIE (A) - 02941.

## 文部省著作社会科教科書『民主主義（上）』（“Primer of Democracy”）の成立経緯

- 14) Conference Reports, Education Division (Bell), 19 February 1948, CIE (A) - 02940.
- 15) Conference Reports, Education Division (Bell), 7 June 1948, CIE (A) - 02940.
- 16) Conference Reports, Education Division (Bell), 8 July 1948, CIE (A) - 02940.
- 17) ベルからオアへ, 1948年7月16日付メモ「『民主主義』」, Trainor Collection, Box No.46, Primer of Democracy.
- 18) 同前。
- 19) Conference Reports, Education Division (Bell), 22 July 1948, CIE (A) - 02940.
- 20) 有光文部次官との定例週会談 (1948年7月27日), Trainor Collection, Box No.46, Primer of Democracy.
- 21) 1948年8月9日付「チェックシート」, Trainor Collection, 同前。
- 22) Conference Reports, Education Division (Bell), 23 August 1948, CIE (A) - 02940.
- 23) 1948年8月16日付「チェックシート」, CIE (A) - 02817.
- 24) 1948年8月16日付「チェックシート」, Trainor Collection, 同前。
- 25) Conference Reports, Education Division (Bell), 11 Oct. 1948, CIE (A) - 02939.
- 26) Conference Reports, Education Division (Bell), 30 Sept. 1948, CIE (A) - 02939.
- 27) Conference Reports, Education Division (Bell), 16 December 1946, CIE (A) - 02942.
- 28) 片上宗二, 前掲書, 884頁。
- 29) Trainor Collection, Box No. 46, Primer of Democracy.
- 30) CIE (A) - 02847.
- 31) CIE (A) - 02834.
- 32) CIE (A) - 02836.
- 33) Trainor Collection, Box No. 46, Political Education (1947. 1949).
- 34) 同前。
- 35) CIE (C) - 00504.
- 36) CIE から G2, CIS へ, 1948年5月11日付, CIE (A) - 00336.
- 37) Trainor Collection, Box No.46, Political Education (1947. 1949).
- 38) Conference Reports, Education Division (Bell), 18 June 1947, CIE (A) - 02941.
- 39) ベルからオアへ, 1948年10月21日付メモ「政治教育」, Trainor Collection, 同前。
- 40) ベルからオアへ, 1949年1月21日付メモ「1949年政治教育の計画案」, CIE (B) - 01618.
- 41) 『朝日新聞』1646年1月18日付。
- 42) イールズからオアへ, 1948年8月21日付メモ“Comment on CIS Secret Report, “Communist Penetration of Japanese School and Universities”, 11 August 1948”, CIE (B) - 02941.
- 43) マーク・T・オア『占領下日本の教育改革政策』, 玉川大学出版部, 1993年, 32頁。
- 44) 坂本義和「国際存在としての戦後日本」(加藤周一・R. P. ドーア監修『国際シンポジウム 戦後の日本』, 講談社, 1978年) 99頁。
- 45) 古関彰一「占領政策の転換と中道内閣」(歴史学研究会編『日本同時代史2 占領政策の転換と講和』, 青木書店, 1990年) 29頁。
- 46) ソビエト科学アカデミー歴史研究所『アメリカ史 現代2』, 東京図書, 1963年, 401頁。
- 47) ボイヤール・モーレス『アメリカ労働運動の歴史II』, 岩波書店, 1959年, 316頁。
- 48) ベルからオアへ, 1947年4月21日付メモ「政治教育」, Trainor Collection, Box No.46, Political Education (1947. 1949).
- 49) Selected Data on the Occupation of Japan (GHQ/SCAP and FEC, 1950), p.24.
- 50) 本稿では第11章の内容, 性格の転換を明らかにしたが, しかし, そのことのみをもって『民主主義』全体が「民主主義の手引書」からベルやGHQが評するように「原爆」や「告発状」に変化したと断ずることは早計であろう。変化の性格は, 「民主主義」から「反共」への転換ではなく政治教

## I 研究論文

育方針における力点・強調点の移動であって、反共的側面が強くなったとはいえ『民主主義』は依然として「民主主義の手引書」としての性格を有していたのではないかという仮説を筆者は抱いている。これについては今後、『民主主義』全体の作成過程の分析及び『新しい憲法のはなし』との内容対比を通じて明らかにしたいと考えている。